



## 相談票に添付する必要な書類について

### 最低必要な書類

- 1 案内図 …… 開発予定地を朱囲いしてください
- 2 公 図 …… 開発予定地を朱囲いしてください
- 3 土地の全部事項証明書 …… 土地登記簿謄本
- 4 現況写真 …… 撮影方向を変えて2～3枚程度
- 5 予定建築物の配置図、平面図

### 相談内容に応じて追加する書類

- 6 市街化調整区域内の長期居住者のための住宅(市条例6条1項2号ア～ウ)
  - 戸籍(除籍)謄本、及び改正原戸籍 …… 本人と親族の関係が明確にわかる証明
  - 住民票(本籍入り) …… 調整区域内居住期間や世帯状況等の証明
  - 戸籍の附票 …… 同上
  - 賃貸住宅契約書 …… 同上
  - 隣接市町の調整区域内であることを証明する書類  
対象市町(越谷市、松伏町、三郷市、草加市、野田市、流山市)
- 7 既存建築物などに関する資料
  - 土地・建物の全部事項証明 …… 登記簿謄本
  - 家屋評価証明書(原因日記載のもの)、名寄帳
  - 建築確認通知書、開発許可通知書
- 8 公共移転に関する資料(市条例6条1項4号)
  - 収用予定証明書(有効期限内のものに限る)
  - 従前地に関する書類(案内図、公図、写真、土地建物全部事項証明書、建物図面)
- 9 農家住宅に関する資料(法29条1項2号)
  - 農家証明書(申請者が農業に従事していることが確認できるもの)
- 10 その他
  - 免許状などの資格証明書
  - 法人の履歴事項全部証明書、定款)
  - (

**建築基準法上の道路幅員等(埼玉県建築基準法施行条例第3条、第10条、第30条)については建築確認申請先へ別途確認してください。**

注)添付書類はコピー可